

宮崎国際大学部局長会議規程

(趣旨)

第1条 宮崎国際大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）の任務、組織及び運営その他必要な事項について定める。

(任務)

第2条 部局長会議は、大学全般及び大学院、学部、その他の部局に共通するの教育研究（教育課程の適切性含む）をはじめ、地域貢献・管理運営・入試広報等その他の活動に関する重要事項を、自己点検・評価の結果、中長期計画・事業計画の進捗状況、IR等の情報を基に審議する。

(組織)

第3条 部局長会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) 各部長
- (7) 各センター長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(議長)

第4条 部局長会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名する者が、その職務を代行する。

(事務)

第5条 部局長会議の事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部局長会議の運営に必要な事項は、部局長会議が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行い、理事長に報告する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。